

業務委託契約書株式会社

※※※※※※※(以下「甲」という、仮称)株式会社と株式会社アセントネットワークス(以下「乙」という)とは、以下のとおり業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第 1 条(本件導入業務)

1. 甲は、乙が提供するウェブサイト運営者向けの OEM ミニブログエンジンである「Tim miniblog 設置型」(以下「本サービス」という)に関して、導入業務(以下「本件導入業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2. 本件導入業務の詳細については、別紙に記載するものとする。
3. 乙は、本件導入業務の履行に際して善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを行うものとする。

第 2 条(導入業務完了日)

1. 乙は、本件導入業務を、別紙記載の期日(以下「導入業務完了日」という)までに完了するものとする。
2. 導入業務完了日が日曜日、祝祭日又は甲の休業日にあたる場合は、その翌日の営業日をもって導入業務完了日とする。

第 3 条(導入業務完了日の変更)

乙は、導入業務完了日までに本件導入業務を完了することができないと判断したときは、甲に対し直ちにその理由及び完了可能期日等を書面または電子メールにより通知し、導入業務完了日の変更を求めるものとする。

第 4 条(保守サポート)

1. 乙は、本ソフトウェアの購入日から 1 年間(以下「初期サポート期間」という)、無償にて、甲に対し以下の保守サポートを提供します。

(1)メールによるサポート

(2)障害発生時のリモートアクセスによる対応(平日 午前 10 時～午後 5 時)

2. オンサイト作業が必要な場合には、甲は乙に対し、作業料金を支払うものとする。また、本ソフトウェアのバージョンアップは有償とする。
3. 初期サポート期間経過後は、別途乙が定める保守サポート料金を支払う事により、甲は乙の保守サポートを受ける事ができる。

第5条(対価)

1. 甲は、乙に対して、本件業務履行の対価(以下「本件対価」という)を、別紙のとおり支払うものとする。
2. 乙は、支払期日到来後の本件対価の未払金額に対して年 18.25%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。
3. 甲の要望により本サービスに新たな機能を追加する場合は、別途開発費用が発生するものとする。尚、開発費用の金額及び支払条件については甲と乙が別の協議の上で決定するものとする。

第6条(権利帰属)

本サービス及び本契約に関連して発生する工業所有権、著作権、その他一切の知的財産権(以下「本件知的財産権」という)は、乙に帰属するものとし、甲は、本契約において許諾された範囲内において本件知的財産権を使用することができるものとする。

第7条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関連して相手方より提供された非公知の情報(以下「秘密情報」という)を相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示せず、または本契約の目的以外に使用しないものとする。 2. 前項の秘密情報には、以下の各号の情報を含まないものとする。

- (1) 相手方から知得する以前に自己が所有していたもの
- (2) 相手方から知得した後に自己の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により機密保持の義務を伴わず知得したもの
- (4) 秘密情報によらず独自に開発・知得したもの

3. 乙は、第1項により甲からの承諾を得て再委託先に秘密情報を提示する場合は、再委託先に対して本条と同様の秘密保持義務を負わせるものとする。又、再委託先がこれに違反した場合は、乙が本契約に違反したのものとして、その責任を負わなければならないものとする。

第8条(譲渡)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の権利・義務を譲渡することはできないものとする。

第9条(責任制限)

甲及び乙の損害賠償責任は、請求の原因を問わず、相手方に現実に発生した通常かつ直接の損害に限るものとし、間接的損害、派生的損害、特別的損害、偶発的損害及び懲罰的損害については、予見可能性の有無にかかわらず、何らの責任も負担しないものとする。また、損害賠償額は、本件対価を上限とするものとする。

第10条(契約期間)

本契約の有効期間は、締結日から、本件運用業務開始日の2年経過後までとする。但し、甲及び乙は、契約条件を協議のうえ、本契約を延長することができるものとする。

第11条(解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合において、相当な期限を付した催告をしたにもかかわらず、何らの是正もされなかった場合、本契約を解除することができるものとする。但し、違反の事実が著しい場合、または違反が是正される見込みがない場合には、直ちに解除できるものとする。

2. 甲及び乙が以下の各号に該当するときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、相手方は直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 仮差押、仮処分、差押若しくは競売の申請、破産、民事再生手続の開始若しくは会社更生を申し立てたとき、又は申し立てられたとき、又は清算に入ったとき

(2) 公租公課を滞納して保全差押えを受けたとき

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4)上記以外で支払能力に著しい不安が生じたと相手方が判断したとき

第 12 条(存続条項)

本契約が終了した場合といえども、第 6 条乃至第 9 条及び第 13 条の規定はなお有効に存続するものとする。

第 13 条(準拠法及び管轄)

本契約は日本国の法令に準拠するものとし、本契約に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条(信義則)

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈等についての疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ信義に則して解決するものとする。本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：東京都
株式会社※※※※※
代表取締役社長 ※※※※※印

乙：東京都台東区浅草橋 1-25-12
株式会社アセントネットワークス
代表取締役社長 朴 世鎔 印

別紙

1. 本件導入業務

①乙は本契約の締結時点で本サービスの管理者画面上の実装されている基本設定メニューで、変更できる範囲内で甲が求めた要件にあわせて機能設定を行うものにする。尚、基本設定変更範囲を超える、若しくは別の開発が必要である追加機能はカスタマイズ事項として扱い、甲と乙の協議の上、別途の見積の上実装するものにする。

②乙は本サービスの基本デザイン設定変更範囲内で甲との協議の上、甲が本サービスを導入するウェブサイトのアイデンティティが本サービス上に現れるように必要なデザインを担当する。

2. 導入業務完了日

年 月 日まで

3. 本件導入業務の対価

①金額導入業務費用： 円(消費税別)

②支払条件導入業務費用:本契約締結日の翌月末日までに乙指定の銀行口座に現金振込によって支払う。